

吹田市子供食堂ホームページ掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市児童部子育て政策室（以下「子育て政策室」という。）が管理する子供食堂ホームページへの掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(実施団体の責務)

第2条 子供食堂を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、子供食堂の実施について、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 食事の提供は、無料又は低額な料金で行うこと。
- (2) 食事の提供は、毎月1回以上行うこと。
- (3) 吹田市子供食堂ネットワーク会議に参加し、その運営に協力すること。
- (4) 子供の様子を見守り、必要に応じて支援機関につなげること。
- (5) 1回の開催にあたり10食以上の食事を提供することが可能であること。
- (6) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1項ロ(3)に規定する講習会を受講している（又はそれと同等以上の資格を有する）責任者を配置し、公衆衛生に関する各種法令を遵守すること。
- (7) 参加児童の名簿管理を行うこと。
- (8) 活動に対する保険に加入すること。
- (9) 政治的・宗教的な活動を行わないこと。
- (10) 営利的な活動を行わないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (12) 子供食堂の実施活動形態や内容について、担当職員による現場確認に協力すること。

(依頼)

第3条 実施団体が子供食堂ホームページへの掲載を希望する際は「吹田市子供食堂ホームページ掲載依頼書」を子育て政策室へ提出すること。

(依頼内容の変更)

第4条 実施団体は子供食堂ホームページ掲載内容に変更があった際は、変更内容を子育て政策室へ申し出ること。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、吹田市子供食堂ホームページ掲載に関し必要な事項は児童部長が定める。

附 則

この基準は、令和4年6月1日から施行し、令和4年6月1日以後の掲載依頼分から適用する。

附 則（令和8年3月17日決裁）

この改正後の基準は、決裁の日から施行する。